



10月号 発行所 全日本仏教会 東京都中央区築地3-15-1 (本願寺内) 振替東京37650
発行人 伊藤勝淳 編集人 柳 了堅 電話 (542) 2969・86・6 (541) 0313

仏教徒のねがい

1. 仏に帰依し、仏の教えに帰依し、仏の教えをおおぐ人々に帰依して正しく明るく生きぬく人間となります。
2. 仏の智慧と慈悲に照らされて、さどりの道を求め、真実の自己にめざめると共に、多くの人々に仏のおしえを伝えます。
3. みずから戒めを守り、行ないを反省し、生かされている身の幸せに気づいて、あらゆる恵みに感謝し、歡喜と愛情をもって明るい生活を築きます。
4. みずからとらわれと偏見をすてて、真実を正しく見、創造力を養い、個性を伸ばし、よるこんで世のためにつくして、自他平等の幸せな社会を作ります。(全日本仏教会制定)

彙報

● 国際専門委員会

全仏の国際専門委員会は九月四日午後二時から、築地松竹会館地下サボイで開催。中山理々委員長、岡野貴美子副委員長はじめ一〇人の委員が出席、世界仏教徒会議に提出する議案と、ベトナム救援募金活動を全国的に展開する方策について約二時間にわたり協議をした。

● 全仏、石川県で講習会

全日本仏教会の第十一回講習会は石川県仏教会と共催でつぎの要項で開催される。県内外を問はず多数のご参加をお願いする。
日時 昭和四十一年十月二十二日(土)二十三日(日)

● 韓国仏教団の歓迎会

さる九月十七日來日された大韓仏教曹溪宗総務院長孫慶山師、同信徒会長洪淳晩氏一行の歓迎会が十八日午後六時から大本山總持寺で催された。一行は太祖堂に参拝し焼香のち紫雲台で一行を囲んでさきに訪韓した全仏の仏教親善代表団の諸師と全仏事務局員など約二十余人が集まりなごやかに日韓仏教の交流について懇談した。

● 加盟が近い、山口・山梨

全仏加盟予定の山口県では九月上旬を目標に、また山梨県では十一月を目標にそれぞれ県仏結成の準備が進み全仏へ正式加盟が実現するらしい。

● 全仏人事

椎谷 健師
野口有興師
組織専門委員を委嘱する
国際局長職務代行(文化局長日

● 全仏人事

この催しは京都、仙台、を終って東京会議になったもの。ことは例年と趣向を変え京都、仙台からも出席も受入れ東京在住者はご

案内した方だけの会合として、京都、仙台会議の概括を含めた総仕上げの形とし、出席者には年来までに本年度の仏教文化会議紀要を作成配布する。

● 全真言教学大会

第三回全真言教学大会は十月の二・三日の両日、東京の豊山派宗務所で開られた、この慶讃行事として密教学芸賞の授賞があり、豊山派の守山聖真大僧正にこの賞が贈られた。教学大会の内容はシンポジウムは第一日は「真言宗の本尊観とくに布教面における」をテーマに討議、第二日目は研究発表が各派代表によっておこなわれた。

● 野照護

野照護(国際局長を免する(国際局長平林院祐)北陸ブロック会議全仏では、組織強化のため本年度のブロック別会議をこの四月からはじめており、いままでは関東甲信越地区、東海地区と開催し非常な成功をおさめてきたが、こんど十月二十二、三の両日金沢で開催の全仏講習会を機会に、石川、富山、福井三県の仏教会幹部と懇談する北陸ブロック会議をひらく予定で目下その準備をすすめている。

● 雑 録

梵人会移転 金沢市東山二一四一三三玄円寺内へ電話金沢五二二六七六一
千葉県仏電話変更

新一千葉二一四二七八
旧一〇二四二七八
真宗出雲路派宗務所の電話変更
新一武生二七一一二二四
真言宗豊山派宗務所の人事異動
新任財務部長野口有興
前任 野々部利行

小田雪窓師 臨濟宗大徳寺派管長小田雪窓師はさる九月十七日逝去。密葬は十八日午後三時から大徳寺山内の竜翔寺で、本葬は十月六日午後二時から本坊で行なわれた。

草葉 隆円師(全仏顧問・参院議員・元厚相)九月二十日肺がんのため逝去。師は、永年参議院議員として、第五次吉田内閣の厚生大臣、また、外務議連などの委員長を歴任した。全仏顧問として仏教界のため多大の貢献があった。

昭和 42 年

全 仏 手 帳
Buddhist Diary

内 容

大きさ、たて 12.6 よこ 7.5Cm
★ 月間予定表欄 (6曜星) ・ 週間予定表欄 (1年間) 各宗仏教行事・一般行事・各宗派・都道府県仏名・管長・宗務総長・会長・理事長または事務局長名・所在地・電話番号など・年忌・忌日早見表宗教法人事務主管部局一覧

★ 申 込 先
東京都中央区築地3の15の1 (本願寺内)
全日本仏教会 総務局 (541) 0313

★ 定 価 (1部200円(送料1部35円、2部以上実費)

★ 発 行 10月末日

★ 申 込 メ 切 9月30日

明年は岐阜県で

第15回全日本仏教徒会簿

明42年の第15回全日本仏教徒会議は、開催地の決定までにいろいろの経過を辿って、岐阜県仏の引受けで、岐阜県で開られることに決った。

さる六月三、四日の両日、名古屋市中で開られた第十四回全日本仏教徒会議愛知大会の閉会式で、出席の狩野麟師から、次回の大開催地は中国地方とし、広島で開催してほしい、との要望が提案せられ、全会一致の賛成があった。そこで全仏当局は、すぐに広島開催を推進することとし、広島市仏、西本願寺別院輪番に対し、その引受けを再三にわたり交渉した。

期待される岐阜県仏の実力

ところが広島県はまだ県仏が結成されておらず、またそのほかの事情もあって、残念ではあるが二、三年先に引受けることにして貰いたいということになった。やむを得ぬことなので広島開催を諦め第二候補地の岐阜県仏に白羽の矢をたて、岐阜県仏(会長和田耕正師)に交渉を始めたのである。

ところが広島県はまだ県仏が結成されておらず、また全仏法人化十年の意義ある記念行事でもある。岐阜県仏は、明年の十月一、二の両日開催の予定である。本年春の全仏加盟記念大会のすばらしい動員力の実績をみせた岐阜県仏であるだけに、この大会開催にはほんとうの実力を発揮するものとして早くも各方面で大きな期待がかけられている。

八月二十九日午前十一時から岐阜市瑞竜寺で理事の会合を開き、全仏から柳組織部長が出席して隔意のない協議をしたところ、出席の県仏理事二十三名の満場一致で、開催地引受けを決議した。

一方、全仏では九月十六日の常務理事会にこれを報告付議、岐阜県で開催を承認したのでよいよ本決りになったわけである。明年の大会は第十五回とい

合同専門委員会

全日本仏教徒会議愛知大会の反省と今後の仏教徒会議のありかたについて協議するため全仏各専門委員会の正副委員長を含めた第三回組織専門委員会は合同委員会の形で九月十九日午前十一時から築地本願寺特別室で開られた。鈴木敏範組織委員長が座長になり概要つぎのような協議をした。

- (一) 今後の仏教徒会議のもち方について
- (二) 都道府県仏会長会議開催について
- (三) 「全仏通信」の編集について

議事に入るにさきだち、黒田事務総長と、伊藤組織局長のあいさつがあり、つづいて特に出席の、
和田会長 岐阜県仏は昨年の秋に全仏に加盟し、県仏としては一年



和田耕正会長

和田耕正岐阜県仏会長が明年の第十五回大会岐阜県引受けについて、

生である。第十五回の大会を岐阜県仏が引受けることについては県仏役員全員賛成を得たので喜んで引受けることになった。しかしながら愛知大会には及ばないかもしれぬが、岐阜は岐阜として特色を発揮しよう全力をあげるつもりである。

つづいて協議事項に移り、仏教徒会議の大会運営方法について各委員から熱心な発言があった。

狩野委員は「愛知大会ではつぎの大会開催地を広島と要望決議したが今回岐阜県開催と決まり意外に感じる。岐阜県に変更になった経過を「全仏通信」などに掲げて周知を図らねばならないと発言、これについて伊藤組織局長から事情を説明し狩野委員は全仏会議の基本的性格はなにか、この大会は全国大会なのか、ローカル大会なのか判然としない、その本質をハッキリする必要がある。またこの大会はデスカッションなのか、僧侶の年に一度のお祭りなのか明確にせねばならぬと述べ、摩尼委員はマスコミ関係の対策が不備であると指摘、狩野委員は大会は毎回、一部の者のイデオロギー論争の場になる傾向があるとし、古屋委員は仏教保育大会の大会運営方法を引例し、全仏大会の部会はその運営が雑然としているが、これを整理すべきである。例えば理論的なことは僧侶だけが討議する部会とし実践活動に関する部会、つまり檀信徒のために設ける部会との二部門に区別したらどうかと述べ、清水谷委員から「私は第二部会の議長をしたが在家関係と僧侶だけの部門とを分けるべきだと同調、郷委員は部会運営は改善せねばならぬ、提出された議案を全部採択す

るのは適当でない、議案採択の方法を整理して、分科部会運営を改めるべきであると発言し、真深委員は「全仏大会がお祭りなのであるなら、それはそれなりに意義があると思うが、とにかく大会は地元で莫大な金がかかるし、マスコミがとりあげてくれないようでは無意味だ、また全仏からも当局議案を提出すべきだと思う」とし、新美委員から事務処理の方法について要望を述べ、伊藤組織局長から諒解を求めるとともに今後の大会に万全を期するため、大会準備のための小委員会を設けたらどうかと提案があり、小委員会委員の人選は座長からつぎの諸師を指名
鈴木敏範 神野真一 古谷道雄
摩尼清之 真深義貫 船口暉子
白川良純 狩野狩麟 美濃部薫

次いで全国の県仏会長会議開催についての協議に入り、柳組織部長から「全国都道府県仏教会長会議開催の要望があり、加盟県仏の組織強化や未加盟県仏の組織化を促進するためにも全国各ブロック会議の積み重ねにも全国各ブロック会長会議を開催したい」と趣旨を説明した。これについて郷委員は「東京で会長会議を開催し会長と事務局長が集まって貰うといっても、出席者が少ないのではないのか、ブロック会議を強化したほうが有効ではないか」と意見開陳、そのほか各委員から助言があり、事務局でさらによく検討して善処することに決った。

(二)の「全仏通信」の編集についての問題に移り白川良純広報小委員長から「全仏通信」の刷新について意見を述べ、この機関紙を全国的に頒布するところまで努力す

お寺に軍配

京都の境内駐車場課税問題

奥 博 良

昭和四十年十月、京都市内において境内隣接の寺有地を利用して、駐車場を設置した一寺院に対し、突然事業所得税が課せられた。しかもこの駐車場を開始した三十七年に遡り、かつ無申告の故をもって加算税まで附加されて五十余万円の税額であった。

その寺は一応それを納付したうえで始めてその顛末を京都府仏教会へ報告してきたが、当時、京都市内寺院の駐車場は二百数十カ所におよんでいたため、その波及を慮り即日緊急常務理事会を招集して協議した結果、常務理事のほか、駐車場を設置している寺院の代表者も加えて特別委員会を組織することとし、やがて京都商工会議所

を指名、平林国際局長辞任に伴う後任者選衡に関する案件を緊急動議として日程に追加する議事手続を決め、議案第二号から審議、提案理由を近藤国際部長が説明、WFB本部からの招請は、代表二名オプザーパー三名であるが、代表は八月五日開催の常務理事会で、豊原理事長（事故あるときは理事長が指定する他の常務理事）と曹洞宗管長高階雅仙師に決まっているのでこのたびの協議はオプザーパー三人の人選だが相談の結果その人選は理事長一任に決った。

第三号議案も国際部長から、国際専門委員会の答申を提出して説明、世界大会提出議案に関連して前回の会議から持ち越しになっているWFB本部の日本誘致問題が協議されたが、結局のところこれは重大案件であり、第七回世界仏教徒会議の議事録を再調査すること、およびいろいろの情報などを集めてさらに慎重に検討すること

の斡旋を得て大阪国税局法人税課長（市内全税務署長も列席）と会見し、長時間意見を交換した結果一、既納の税金は返還すること、二、特別のものほか、寺院の駐車場には課税しないとの結論を得たのである。

ここにいう特別のものとは、寺院の収益を目的として数年前から大々的に設備して駐車場事業を開始し、寺院規則にもそれを明記して知事の認証を受けていたものを除くとの意味である。

さてなぜ課税されたか、またそれがなぜ納めた税金が返還されたか、さらに将来無課税となったのか、結論をいうと、昭和二十五年法律第七十二号法人税法の解釈いかに

に意見一致。大会提出の議案については次回の常務理事会、理事会に付議決定することになった。

第四号議案は、近藤国際部長が万国博準備局の事務局長との交渉経過要旨を説明し、十月中には万国博事務局の取扱要項が決まるのでしばらく静観して再議することになった。

第五号議会の第十五回大会開催地については、伊藤組織局長から岐阜県引受けに決定したまでのいきさつを報告、協議の結果組織局長報告のとおり岐阜で開催することに決定した。

第六号議案も同じく組織局長から説明、椎谷健、野口有興両師を委嘱することに決定。

第七号議案の国際局長後任については、本派本願寺の推せんに一任と決定。当分のうち日野文化局長が国際局長事務代行を発令することになった。

ご承知のとおりみぎ税法によれば、公益法人（宗教法人をも含む）と雖も同施行令第五条にある三十項目に該当する収益事業の所得には、当然課税されるのであるが、いま問題になっているところの駐車場は、その中の第八項倉庫業に含まれるかどうか、と云うところが解釈の分岐点であった。

いわゆる倉庫業とは、他の寄託を受けて物を保管する責任を持ち、もし破損または盗難に遭えば賠償しなければならぬ業務のことであるが、京都における寺院の駐車場は、そのようなものは全然違うのである。すなわち駐車場設置の発端は、昭和三十七年八月京

全仏の常務理事会は九月十六日午後二時から東京築地松竹会館で開催。

出席者 豊原大潤 来馬道断 下川弘義 小野塚潤澄 鶴岡隆玄 山本杉 阿部竜伝 高橋隆天 訓覇信雄 片山日幹 松村寿頭 華山恵光 杉谷義周 小林大敏 中村貞元 村上道隆 竹内良恵 上野頼栄 松本徳明

議事目的
第一号 国際局長辞任について
第二号 第八回世界仏教徒会議日 本代表及びオプザーパー 決定について
第三号 第八回世界仏教徒会議提出議案について
第四号 万国博覧会対策について
第五号 第十五回全日本仏教徒会議開催地について
第六号 組織専門委員委嘱について

まず、議長（豊原理事長）から議事録署名人に上野、来馬両理事の斡旋を得て大阪国税局法人税課長（市内全税務署長も列席）と会見し、長時間意見を交換した結果一、既納の税金は返還すること、二、特別のものほか、寺院の駐車場には課税しないとの結論を得たのである。

ご承知のとおりみぎ税法によれば、公益法人（宗教法人をも含む）と雖も同施行令第五条にある三十項目に該当する収益事業の所得には、当然課税されるのであるが、いま問題になっているところの駐車場は、その中の第八項倉庫業に含まれるかどうか、と云うところが解釈の分岐点であった。

当初税務当局は「附近のガレージ業者とは同等の料金を取っているのだから各自動車の所有者は他のガレージ業者と同様に、寺院が当然寄託の責に任ずるものと考えて料金を支払っているのではなか」と強く言い張ったが、仏教会側は「それは根本的に当局的認識が違う。なるほど附近のガレージ業者とは料金等は等しいが、もしこれをペラボウに安くすれば附近のガレージ業者の事業を圧迫するではないか。むしろ附近ガレージ業者とは同額の料金を申受け、しかも業者は万一の場合には賠償の責に任ずるに反し、寺院の駐車場はなにごとが起っても賠償の責は持たない」と、条件を悪くすれば「附近の民間事業を圧迫しないであらう」との深い考慮のあることを認めて貰いたいと力説して、こ

全仏・常務理事会

ることを申合せて午後二時三十分散会。

（出席委員） 美濃部、狩野、松田、今井、郷、真溪、摩尼、鈴木神野、古屋、白川、大河内、清水谷、金子、新美、朝比奈、西本、

椎谷、船口、能登、左本、（特別出席）和田岐阜県仏会長、（事務局）黒田事務総長、稲田、伊藤、日野各局長、柳、近藤部長小瀬川、古宇田主事

を指名、平林国際局長辞任に伴う後任者選衡に関する案件を緊急動議として日程に追加する議事手続を決め、議案第二号から審議、提案理由を近藤国際部長が説明、WFB本部からの招請は、代表二名オプザーパー三名であるが、代表は八月五日開催の常務理事会で、豊原理事長（事故あるときは理事長が指定する他の常務理事）と曹洞宗管長高階雅仙師に決まっているのでこのたびの協議はオプザーパー三人の人選だが相談の結果その人選は理事長一任に決った。

第六号議案も同じく組織局長から説明、椎谷健、野口有興両師を委嘱することに決定。

第七号議案の国際局長後任については、本派本願寺の推せんに一任と決定。当分のうち日野文化局長が国際局長事務代行を発令することになった。

都府の交通部長から市内いたるところにハンランする路上の青空駐車を解消するため、仏教会に対し寺院が境内地を解放してこれに協力してくれるよう強く要請があったので「人助け」と思っってこれに応じたものである。

しかしながら境内を駐車場に利用するとき、土壁を切り、土地を地均らししたり、また地面を強固にするため多額の費用を要したののでその償いのために、しかるべき料金を申受けているのが実情であって、破損、盗難による賠償などはとんでもないことであるから、この点は十分に注意するよう仏教会から注意を徹底させておいたのである。すなわち倉庫業にいう「寄託の契約」は固く謝絶してあったのである。むしろこれが税務当局と仏教会側との論点の中心であった。

仏徒の国際交流

日韓桑門の交歓

大韓仏教団の来日

全日本仏教会では、中国仏教会に対し別掲の礼状を九月二十日付で台北市善導寺内にある中国仏教会道源理事長あて発送した。礼状は、拝啓貴会仏教の護持宏揚のため無量の発展を遂げつつあることに對し景仰至極であり、陳者第二次大戰終結以前貴国において仏教活動に従事した日本寺院就中東西両本願寺台北別院が戦争終結後破壊せられず今日まで保全せられあることはひとえに貴会の護持によるお蔭と思ひ深く感銘いたしております。さきに貴国政府がこの種の寺院を民間に払下げようとの消息がありました時、貴会は極力その実施を思いとどまるよう請願なされたため払下げのことはとり止めと相成りましたことを聞き及んで、われわれ日本仏教界は形容し得ない感激にうたれました。ここに於いて貴会の護法成就の無量功德に對し謹んで蕪翰を呈し、恭しく感謝の意を申しあげます。

一九六六年九月一日

全日本仏教会々々長 岸 信宏
真宗大谷派宗務総長 訓綱 信雄
浄土真宗本願寺派宗務総長 豊原 大潤

中国仏教会へ礼状

大韓仏教曹溪宗総務院長の孫慶山禪師を団長とする洪淳晩全国信徒会会長、ほか四人は、九月十七日午後五時二十分羽田着のノースウエスト機で来日した。

今回の来日は日本仏教界、教育施設の視察であるが、孫慶山禪師は当年五十才の働き盛りで韓国仏教界の重鎮である。一行はあくく十八日午後六時から全仏主催による歓迎晩餐会に出席し、仏教による日韓両国の親善を深めることを話し合った。当日は総持寺関係者も二十人が出席した。

一行は二十一日から関西の各宗本山を訪問して帰国する。

全仏へメッセージ (要旨)
我等大韓仏教曹溪宗総務院一



写真一 正面孫院長

同は、貴国の訪問を長く祈願しておりましたがやっと今度成就されたと聞かされたものであります。我々は政角の仏教徒として、大慈大悲の仏法精神に添うのみであります。韓国の宗教界は俗世との隔離が由縁で余りにも現実社会と相離した道を踏んで来ました。今春朴大統領閣下の招きで官邸に呼ばれ、閣下より仏教の近代化を説かれ、我々もそれに従応すべく確約したところでありました。

韓国仏教は、信徒五百万を数へ他の宗教の追随を許さぬが実社会との結合は貴国にはるかに劣っているものであります。

同は、貴国の訪問を長く祈願しておりましたがやっと今度成就されたと聞かされたものであります。我々は政角の仏教徒として、大慈大悲の仏法精神に添うのみであります。韓国の宗教界は俗世との隔離が由縁で余りにも現実社会と相離した道を踏んで来ました。今春朴大統領閣下の招きで官邸に呼ばれ、閣下より仏教の近代化を説かれ、我々もそれに従応すべく確約したところでありました。

全仏通信 購読のお願い

この「全仏通信」は各宗派、府県仏などの加盟団体をはじめ、対外関係へひろく配付しておりますが、個人からの購読希望者が相当ありますので、このたびこの要望にこたえて実費頒布をすることにしました。購読ご希望の方は同封振替用紙で至急お申込み下さい。

1ヶ年分送料共に200円

全日本仏教会

感謝の礼拝 平和な家庭

株式会社 小堀仏具店

本店 京都市烏丸通東本願寺前 電話 37-2195 (代表) ・ 37-1256
東京店 台東区西浅草1丁目6番5号 電話 844-3715・6656・841-8328

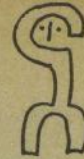
大谷ご本願、室内改装 ご莊嚴設計施工の栄に 浴しました。

我等仏教徒の念願なる中興仏事を切って落される様になればこれが我等念願の仏教の近代化そして現実参与への道が拓けられるものと見て疑いありません。

大韓仏教曹溪宗総務院 院長 孫 慶 山
大韓仏教信徒会 会長 洪 淳 晩

青少年問題と仏教界の責任

白川良純



青少年育成の問題は、日本国民の将来、さらには人類の未来にかかわる大きな問題である。

第二次大戦の後、社会や経済のしくみとともに、思想的にも大きく変化し、それが敏感な若い人々に深い影響を与えていることは、疑う余地もない。青少年問題といっても、青少年だけとりさつて考えるわけには行かないので、広く社会全般のあり方が問題なのである。わけでも、精神的基礎がはっきりしていないということがもつとも重大なことである。

近代社会は、世俗化するなかち非宗教化を大きな傾向の一つとして押し進めて来た。政治と宗教、教育と宗教をそれぞれ分離しようとする努力した。宗教は軽んぜられ、心の問題よりは、社会の組織化や、物質的生活の向上に目を奪われていくといっても過言ではない。

このような風潮のなかにあつて、青少年が健全に育まれ、成長することは、まことに困難なことである。われわれは、「今時の若いものは……。」といつて悲憤慷慨するより、むしろ同情すべきであり、社会人としての反省を深め、新しい社会を建設する理念を確立すべきである。

日本国民の大多数を信徒とし、その精神的支柱となつて来た長い歴史をもち、青少年が育つ上にもつとも影響のある家庭と深い交渉をもつ仏教は、今こそ本来の使命を自覚して、その役割を果さなければならぬ。

全日本仏教会としても当然、その責務を担なっているわけである

が、その事業の重大なことから、実五、七、四六人の会員と、三、六、七八の日校子ども会を擁し、一般社務局長、全仏組織専門委員）

臨濟宗（一）

東京の禅の会

臨濟宗（一）

東京と近県には、つぎのような臨濟宗系の禅会がある。坐禅の指導を求めている方は、臨濟会に問合せられたい。臨濟会の所在地は台東区北稲荷町九一宋雲院内。電話は八七一局三七一一番。

名称・師家・指導者

内 容

所在と交通

興禪護国会 毎月二日午後五時四五分 提唱（碧巖録）坐禅入室
朝比奈宗源老師 毎月二十八日午後六時 坐禅提唱（無門関）入室

正修会 毎月十四日午後七時 提唱（刑叢毒菓）坐禅
中川宋淵老師 毎月第三土曜から三日間 午後七時、坐禅提唱（四部録）
鶴林禅会 毎月曜日午前七時 坐禅提唱

通山宗鶴老師 毎月第三土曜午後二時 坐禅提唱
坐禅と普説の会 文京区竜岡町三一麟祥院
福富雪底老師 都電バス・春木町

後藤藤道禅師 台東区池端七軒町四五正慶寺
坐禅提唱 都電合羽橋

正修禅会 文京区浅草松葉町一三五海禅寺
河野宗寛老師 都電合羽橋

大衆仏教講座開筵

— 第11回全仏講習会 —

日時 10月23・4両日
会場 金沢市横安江町

主催 全日本仏教会・石川県仏教会
後援 各地元新聞社・金沢教区教職
員懇和会

講師と講演
仏教徒の反省と前進 大谷派新門 大谷光紹師
宗教と政治 東京大学教授 笠原一男氏
仏教徒の理想像 神田寺主管 友松円諦師
創価学会の将来 金沢大学教授 文博 戸頃重基氏
南ベトナムの仏教徒について 臨濟宗天竜寺派師家 大森曹玄師

参加費 100円
23日午後2時30分から2時間、大谷、友松両師の「期待される人間像について」パネルディスカッションが行われるほか仏教讃歌の指導などがある。
申込は全仏文化局、または石川県仏教会（宿泊は任意）

財団法人 全日本仏教会
(542) 2969
石川県仏教会
金沢市横安江町（東別院内）
電話 (61) 6433



学校教育と宗教の関係

昭和二十一年十一月に新憲法

が公布されたことに伴い内閣に教育刷新委員会が設置され、教育基本法の制定をはじめ、わが国教育の全般にわたる広汎な審議が行はれた。そのうち教育と宗教との関係をとり扱う第十三特別委員会は、羽溪了諦師を委員長として慎重審議が進められ、その特別委員会報告書は、第七十一回、第七十七回総会で採択され、内閣総理大臣に答申

宗教心に基づく敬虔な情操の涵養は、平和的文化的な民主国家の建設に、欠くことのできない精神的基礎の一ツであり、殊に人間性の重要な一面たる宗教的欲求を正しく啓培することは、教育本来の使命に副うことにもなるわけであるが、教育と宗教との関係は、新憲法の精神に照らして、慎重な考慮を払わねばならぬ重大問題である。

およそ宗教に関する教育の行なわれる場所としては、学校と社会と家庭とに三区分することができるところであろう。もとより特定の宗教的教育は、家庭および社会における各宗派それぞれの信仰行事儀式を通じて施されるところに、宗教

については本年度の仏教文化会議で、教育と仏教の問題が採りあげられたので、この報告書を再読して、今日の社会情勢と照らし合せてみると教育と宗教情探の関連性を再認識せざるを得ない。そこでこの答申案の全文をよすがととも希うところである
(小瀬川)

団体の教化活動に俟つべきものであるが、学校教育に於いても宗教に対して適正な態度が保持せられねばならない。

よってわれわれはまず学校教育において、宗教がいかに取扱われるべきであるかを、新憲法ならびに教育基本法の精神に基づいて、慎重に審議し、ついでにどのような結論に到達したののである。

一、特定の宗教的構想に基づいて設立された私立学校においては、すべての教科学習を通じて、その特殊の宗教的指導を自由に強化徹底して然るべきである。ただし、この場合には、その教育方針を明示することが望ましい。
二、国および公共団体が設立する

学校においては教育基本法の明示するとおり特定の宗教的教育の実施は厳にこれを避くべきであり、一切の教派、宗派、教会に対して不偏の態度を堅持すべきであるが、社会における宗教現象に対する精確な知識理解を与えることに努むべきは言うまでもなく、家庭および社会の学徒に対する宗教的感化を尊重し、学徒の内心より発現する宗教的欲求を啓培することに留意することが望ましい。

三、宗教に対する客観的知識を与えるに際し、学校教育上特に留意すべき事項は、およそ次の通りである、

(一) 社会科の教授においては、個人および社会生活の内で、宗教の持つ役割を十分理解せしめること
(二) 歴史の教授においては、宗教が国民文化に及ぼした影響、宗教が個人に与えた感化について、深い注意を喚起するように努めること。

(三) その他の学科ならびに学習において、他の教材の性質に依じて、適宜宗教との関係に留意して教授すること。
(四) すべての学科における学習指導を通じて、宗教的信仰を軽率に侮蔑し、または侮蔑するよ

うな言行を慎しむこと。
(四) 宗教に関する参考図書を用意することは望ましいが、その場合二宗一派に偏しないように注意すること。
四、自発的宗教心の啓培に関して、学校教育上特に留意すべき事項は、およそつぎのとおりである。

(一) すべての教科学習を通じて、一般的な宗教的情操の涵養に留意すること。
(二) 宗教の自由を尊重して、異宗派の信仰に対して、相互に寛容な態度を保持するように指導すること。

(三) 宗教的図書について、適当な読書指導を与えると共に、宗教に関する美術、音楽、映画、劇等を公平に利用すること。
(四) 宗教的情操が自然に養われるように、可能な範囲において、学校の施設その他の環境を整備すること。

(四) 教師ならびに生徒が研究、教養若しくは求道のため、自主的に学校内においてそれぞれ宗教に関する機会を催し、宗教家の指導を受け差支えないが、公平な態度を保持すること。
五、教育者には特に宗教に対する

基礎的知識と一般的理解とを深めることが必要であるから、教員養成機関の必修科目に宗教学を加えること。

県仏事務所変更

香川県仏教会

新—高松市扇町一の一の二七の三十五

徳島県仏教会

新—徳島市富田浜町二

(本願寺徳島教堂内)

(新会長) 浅野 文雄

カトマンズ会

第四回世界仏教徒会議に参加した日本仏教代表団で組織しているカトマンズ会は、十周年を記念して十一月十五日午後二時三十分から東京のホテルニューオータニで開かれる。当時の団長であった本多喜禪師、赤松常子女史、村沢義二郎氏、木村日紀師、川島さだ女史の各故人のご遺族を迎えて追悼会があり、終って懇談会が催される。

参加世界仏教徒会8回

日本仏教代表団員募集

要 項

1. 旅 程
 - Aコース：タイ国、カンボジア、香港、台湾 12日間
 - Bコース：タイ国、インド、香港 20日間
2. 出発日と旅行期間

41年11月5日 日間（本邦出発日並びに帰国日を含みます）
3. 費 用
 - 一人当たり (Aコース) ¥265,350
 - (Bコース) ¥391,550

含まれるものは次の通りです。

 - イ 航空料金 全行程往復航空運賃
 - ロ ホテル料金 高級ホテルの2人室
 - ハ 食事料金 一日3食分
 - ニ 乗物料金 一等鉄道運賃、空港又は鉄道駅ホテル間並びに各都市間特別バス使用運賃その他船運賃など。
 - ホ 観光料金 特別バス使用運賃、ガイド料金など。
 - ヘ 団体行動のチップ、税金並びに入場料金
 - ト 手続費用 旅券・査証料金・予防注射料金

但し、超過手荷物料金、洗濯プレス代、電話料、飲酒代等個人的用途の費用は含まれておりません。なお総費用は現行の運賃、料金および15人以上の団体の場合を基準にして算出しております。
4. 渡航手続

一切近畿日本ツーリスト社員が代行又は御案内致しますので御安心下さい。
5. 手荷物制限重量

国際規定により一人20キロまでです

第回世界仏教徒会議日程

於タイ国チェンマイ市

テ ー マ

仏教徒は人類に平和と調和 増進しよう

- 11月5日（土）午後4時
代表は陸路バンコックを立ちチェンマイへ出発
- 6日（日）開 会 式
午後2時～6時半迄 於ブダサタンホール
- 1 五戒文斉唱
 - 2 WFB会長の報告
 - 3 開会の辞
 - 4 答 辞
 - 5 WFB後援者、各国元首よりのメッセーシ朗読
- 午後7時 晩餐会
- 7日（月） 午後9時～11同時半 ブダサタンホール
- 1 五戒文斉唱
 - 2 WFB会長あいさつ及び理事会の報告
 - 3 各WFBセンターより過去大会決議案に基く報告
- 午後2時～同5時 寺院参拝
- 午後8時～同10時 於ブダサタンホール仏教討議あるいは講演会
- 8日（火） 午後9時～同11時半 ブダサタンホール
- 1 五戒文斉唱
 - 2 各WFBセンターより過去大会決議案に基く報告
- 午後2時～同5時半 レイルウェーホテル 仏教討議または講演会
- 9日（水）
- 午後9時よりひきつづき各種委員会
午前10時より同11時半
比丘へ黄衣の授与式つづいて中食
ワットウモン
- 午後2時より同5時30分 レイルウェーホテル
各種委員会
- 午後8時～同10時 ブダサタンホール
仏教講演と討議
- 11日（木）
- 午後7時半～正午迄
各所参観
- 午後2時より同5時半
総 会 ブダサタンホール
- 1 五戒文斉唱
 - 2 各委員長よりの報告
 - 3 委員会報告書の検討

募集 〆 切 10月9日まで（厳守）

主催 全日本仏教会・協賛 近畿日本ツーリスト



近畿日本ツーリスト



東京都千代田区神田小川町2丁目2番地（金沢ビル）

(294) 6 7 2 1 ~ 3

航空営業所 札幌・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡